

◎スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表  
○スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
第九條の二 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六條第一項に規定する被保護者は、スポーツ振興投票券を購入してはならない。	〔新設〕